第19回
うるま祭り出店要綱
（キッチンカー用）

主催：うるま祭り実行委員会

出店管理：一般社団法人 うるま市観光物産協会
TEL:　090-1942－6033　　FAX:098－989-1149
対応時間：平日 10時-17時

■実施概要

1. 趣　旨
感動産業特区うるま市にある多くの魅力を集め、市内各種団体と協働し、その一体感が “感動資源”となり、来場客も含む参加者がうるま祭りで得た感動を市内外へ広く PR する とともに、感動まちづくりの機運醸成に寄与することを目的とする。

2. 名　称：第19回うるま祭り

3. 開催期間：令和6年10月12日（土）・13日（日）

4. 開催場所：うるま市具志川総合運動公園
うるま市石川多目的ドーム

5. 特別企画：東京都文京区相互協力に関する協定のお披露目式

6. 主　催：うるま祭り実行委員会

7. 共　催：うるま市

8. 協力団体・機関（予定）
うるま市議会・うるま市教育委員会・うるま市商工会・うるま市観光物産協会・うるま警察署・うるま市消防本部・うるま市老人クラブ連合会・うるま市女性連合会・石川漁業協同組合・勝連漁業協同組合・南原漁業協同組 合・与那城町漁業協同組合・石川漁業協同組合具志川支所・JAおきなわ具志川支店・JAおきなわ石川支店・ JAおきなわ勝連支店・JAおきなわ与那城支店・うるま市青年連合会・うるま市小中学校長会・うるま市闘牛 組合連合会・うるま市社会福祉協議会・うるま市子ども会育成者連絡協議会・うるま市PTA連合会・うるま市 青少年健全育成協議会・うるま青年会議所・うるま市自治会長連絡協議会・うるま市文化協会・うるま市建設業 連合会・うるま市建設業者会・うるま市電業会・うるま市管工事事業協同組合・うるま市建築設計事務所会・う るま市土木測量設計業者会・うるま市シルバー人材センター・うるま市社交飲食業組合・石川地区社交飲食業 組合・うるま市飲食業組合・石川飲食業組合・沖縄コカ・コーラボトリング（株）・オリオンビール（株）・（株） バイオマス再資源化センター・(有)クリーンサイクル・（株）沖縄有機・拓南商事（株）・うるま市清掃事業協同 組合・（有）沖縄クリーン工業・（株）久和建創・J.PARK・中城湾港運（株）・FMうるま ※順不同

●来場者見込数：１日目（33,000名）・２日目（33,000名）

●出店に関する問い合わせ先

一般社団法人 うるま市観光物産協会

TEL:　090-1942－6033　（平日10時-17時）　仲西

■出店概要

1．総則

（1）うるま市祭りの出店に関する一切の事項は、この要綱による。

（2）出店業者は、この要綱を厳守しなければならない。

（3）うるま市祭り実行委員会（以下「主催者」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合は、その業者に対し、営業を停止し、退去を命ずる事が出来ることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。

（4）主催者が定める感染症に関する対策に従い厳守すること。

（5）市、または県の定めるイベント開催基準に準じた出店を行うこととする。

2．出店基準・条件

（1）うるま市事業者を優先とする。

うるま市内事業者であることの確認書類：**営業許可証**を基準とする

＜営業の種類が**「飲食店」**の場合＞

営業所の所在地　に記載の住所が「うるま市」であること。

＜うるま市外の事業者の場合＞

募集期間終了後、うるま市内の出店者で枠が埋まらなかった場合のみ案内をするものとする。市内の事業者で出店枠がなくなった場合は、出店が出来ないものと理解し応募を行うこと。

（2）身分証明書に記載の住所が営業許可証の「申請者住所」と一致する住所であること。

身分証明書と認めるもは「運転免許証」等、公共性があり**住所記載**があるものを採用とする。

（3）法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。

（4）公序良俗に反する出店は一切認めない。

（5）保健所の許可を必要とする業種(飲食関係等)で許可証のないものは出店を認めない。

（６）指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。

（７）不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。

（８）店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。

（９）実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。
許可証なきものの営業は一切認めない。

（10）カセットコンロ及び木炭の持ち込みを一切禁止する。※予備としての持ち込みも禁止する。

（11）発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。追加電気を必要とする場合は、
うるま市観光物産協会へ事前申込みを行うこと。（料金目安：1kWhあたり3,500円）

（12）全ての出店業者は、消防の指導のもと基準を満たす消火器を必ず準備すること。

（13）飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険(ＰＬ保険)または食品営業賠償共済保険に
必ず加入すること。(証券等の写しを提出すること)
又、自動車保険証（任意保険）の写しも提出すること。

（14）飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、
保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は
保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は
自らの責任でもって適切な対応をすることし主催者は一切責任を負わない。
飲料品の賞味期限切れ・生焼け商品の販売など想定外の事例が出た場合、
出店管理者・実行委員の協議により即時販売停止の指示ができるものとします。
●沖縄県中部福祉保健所　☎ 938-9787　沖縄市美原1-6-28

☆　酒類についてはオリオンビール・泰石酒造・崎山酒造廠・神村酒造・新里酒造の商品のみ
とし、その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用すること。

（15）営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも主催者は一切責任を負わない。

（16）申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。

（17）まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。
連絡なき者は次回からの出店を認めない。

（18）店舗周辺の清掃は随時行うこと。

（19）うるま市指定ゴミ袋については、出店業者で必要分をあらかじめ準備すること。
※事務局での販売は行わないものとする。

（20）花火打上げの際には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内で
(60w～100w電球5個まで)店舗の照明をおとし、閉店準備を行うこと。
※花火終了後も電球は5個までとする。

（21）まつり日程終了後、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。
まつり翌日（令和5年10月14日）に出店者各2名参加で清掃作業を行います。

（22）暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。

※上記内容に違反があった場合、出店管理者により、
即時販売中止を指示できるものとする。

４．出店日時・営業時間

出店日　：令和6年10月12日（土）・13日（日）

出店場所：うるま市具志川総合運動公園

営業時間：12時(開始予定）21時（販売終了）

（１）販売開始は主催者の合図を持って行うこと。予定時間だからといって勝手な販売開始は認めない。

（２）21時に販売を完全に終了をしていること。購入者列は時間までに販売終了が出来るよう、出店者で管理を行うこと。万一、21時以降に営業を行っていることを発見（発覚）した場合、翌日まつりがある場合は出店を停止とし、次回からのまつり出店を認めない。

（３）21時以降は定められた範囲内（60ｗ～100ｗ電球５個まで）で店舗の照明を落とし、速やかに閉店準備を行うこと。閉店業務に支障が出るといった理由での照明の使用は認めない。定められた範囲で閉店業務が出来るよう予め準備をすること。

（４）発電機の電源は23時00分（12日）23：30（13日）に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一、紛失・故障等があった場合でも主催者及びうるま市観光物産協会は、一切責任を負わない。

５．出店に必要な費用

（１）出店料（まつり２日間）

No.	出店料	55,000	55,000	55,000	55,000
1	市内事業者の場合		-5,000	-5,000	-5,000
2	うるま市商工会加盟の場合			-5,000	-5,000
3	うるま市観光物産協会の場合				-5,000
4	清掃補償料金	当日回収	当日回収	当日回収	当日回収
	振込料金	55,000	50,000	45,000	40,000

単位：円（税込）

※うるま市商工会会員・うるま市観光物産協会への加盟状況は令和6年度の会費支払を各機関へ照会をかけたのちに出店料への適応をいたします。

（２）清掃補填料について

こちらの料金はまつり開催後、美化活動を行うための費用として一度徴収をさせて頂きます。定められた清掃活動に参加を頂ければ活動日当日に現金でお返しいたします。

1出店者につき2万円徴収いたします。10月14日（月）に行われる会場清掃へ
2名以上参加をした出店者は清掃補填料を返金する。
※スケジュールは9ページを参照ください。

（３）電気使用料について

１店舗あたり１口（１ kWh）付属しています。
※２口以上使用する場合は事前に申し込みをすること。（3,500円/追加１口）
※申請以上の電気使用があった場合、出店管理者の指導にしたがい、２口目から追加料金の支払い等必要な対応をすること。（１ kWh 3,500円）

（４）営業許可証の取得、振込手数料等の費用は出店者の負担とする。

６．出店形式

（１）出店エリア外への看板等の露出は出来ないものとする。また、高さ、仕様において危険が伴うものや他の店舗に干渉をすると判断される装飾品は主催者の判断で撤去を求めることが出来るものとする。

６．出店申込

受付期間：令和6年９月25日（水）～　令和6年10月1日（火）13時まで

申込先：　うるま市観光物産協会に（FAXまたはMAIL）にて申し込むこと。
FAX：098-989-1149　　MAIL: nakanishi@naateechi.com
問い合わせ090-1942－6033（平日10時～17時）仲西

提出書類：出店申込書※原本は出店説明会時に提出すること。
営業許可証の写し
身分証明書の写し（申請者住所と一致するものに限る）
生産物賠償責任保険(ＰＬ保険)または食品営業賠償共済保険の写し
搬入車両の自動車保険（任意保険）

（１）申込受付期間内はいつでも申込ができる（先着順ではない）
（２）他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。
（名義人（申請者）と出店者が同一でなければならない。）
（３）申込後のキャンセルは不可とする。

７．出店説明会・抽選会

日時：令和6年10月2日（水）　　15時00分　～　17時00分

場所：いちゅい具志川じんぶん館

住所：うるま市川崎468（出店者数により変更あり）

（１）申込者が必ず出席する事。**欠席の場合は、申込を取り消す。**参加者は2名以内。

（２）申込数が定数を上回らない場合は、出店場所のみの抽選を行う。

（３）申込数が定数を上回った場合は、市内業者を優先した上で出店の可否を抽選した後に対象差のみ出店場所の抽選を行う。

（３）出店場所の決定後に出店許可証を交付する。

（４）出店同意書に署名をし提出をする。（同意書は当日配布）

（５）事務局より運営上の都合以外での出店場所の変更や交換は不可とする。

８．出店業者決定後

（１）必要料金は令和6年10月３日(木)までに指定口座へ入金すること。

※清掃料金（20,000円は当日回収とします、振込はしないようお願い致します。手数料は出店業者負担とする。

●振込先：

名義：一般社団法人 うるま市観光物産協会

シャ）ウルマシカンコウブッサンキョウカイ

琉球銀行　屋慶名支店　普通302383

（２）既に払い込んだ料金は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返納しない。

・天候不良または災害等により、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合

・感染性の疾病（インフルエンザ等）の蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合※とぢらも順延は含まない。

９．設営・撤去および商品の搬入・搬出について

会場設営：10/10（木）13時～18時

10/11（金）10時～20時

商品搬入：10/12（土）8時～11時・10/13（日）9時～11時

会場撤去：10/13（日）イベント終了後

※車輌搬出は来場者が退場し安全が確認出来次第案内する。

許可なき車両の乗り入れは厳禁する。

（１）時間は遵守すること。

（２）会場内への乗り入れ車輌の「車輌通行・駐車許可証」は、各店舗につき１枚まで発行する。

（３）来場者の安全を確保するため、下記の時間は車輌乗入れ禁止とする。

※10/12(土)・10/13(日）11時～22時

日付	時間	内容	備考
10 /10（木）	13:00	テント設営	
	18:00	作業終了	
10 /11（金）	10:00	テント設営	
	20:00	作業終了	
10/12（土）	8:00	搬入開始	
	11:00	搬入終了・搬入車OUT	
	12:00	露店営業開始	車輌乗入れ禁止
	12:00	うるま祭りスタート	
	21:00	営業終了	
	23:00	会場OUT	23時には発電機電源を強制的にきります。 公園施錠のため23時までには退場する事
10/13（日）	9:00	搬入開始	
	11:00	搬入終了・搬入車OUT	
	12:00	露店営業開始	車輌乗入れ禁止
	12:00	うるま祭りスタート	
	21:00	営業終了・片付け開始	
	24:00	撤去終了	
10/14（月）	10:00	会場清掃（全出店者参加）	１店舗２名以上ご参加下さい。
	11:00	残作業開始	清掃終了次第
	12:00	完全撤去	

※搬入時間前の車両乗り入れ･準備作業は禁止とします。

最終的なスケジュールは出店説明会で配布を行います。

上記から変更をする場合があります。

10. ゴミの分別及び処理について

出店業者から出るゴミについては、主催者が定める方法により分別し、処分すること。
エコステーションの時間内（12時から21時30分まで）にゴミを持ち込めない場合は、
各自でゴミを持ち帰ること。

項目	該当	処理方法	処理場所
可燃ゴミ	下記以外のゴミ	下記以外のゴミを取り除いて処理	エコステーション
生ゴミ	残飯	必ず汁気・水分などを取り除き処理	
油類	調理油	廃油は、必ず不純物を取り除き、専用缶へ処理	
汚水	だし汁、残り汁	不純物を取り除き、専用缶へ処理	
資源ゴミ	割り箸、串、爪楊枝	エコステーションで、分別処理	
資源ゴミ	缶	エコステーションで、分別処理	
資源ゴミ	ペットボトル	エコステーションで、分別処理	
資源ゴミ	段ボール	ひもで縛り、束ねて処理	
持ち帰りゴミ	パイプ類 シート類 ビン 粗大ゴミ	上記以外での、ビン類、割れ物、装飾で使用した資材、角材を含むゴミなど 各出店にて持ち帰り下さい。	持ち帰り

11. 駐車場について

出店業者の駐車場は主催者が指定することとし、駐車できる台数は１店舗あたり１台までとする。
主催者が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車は禁止する。

うるま市指定ゴミ袋は必ず出店者で用意をすること。

12. 各店舗での防災組織体制

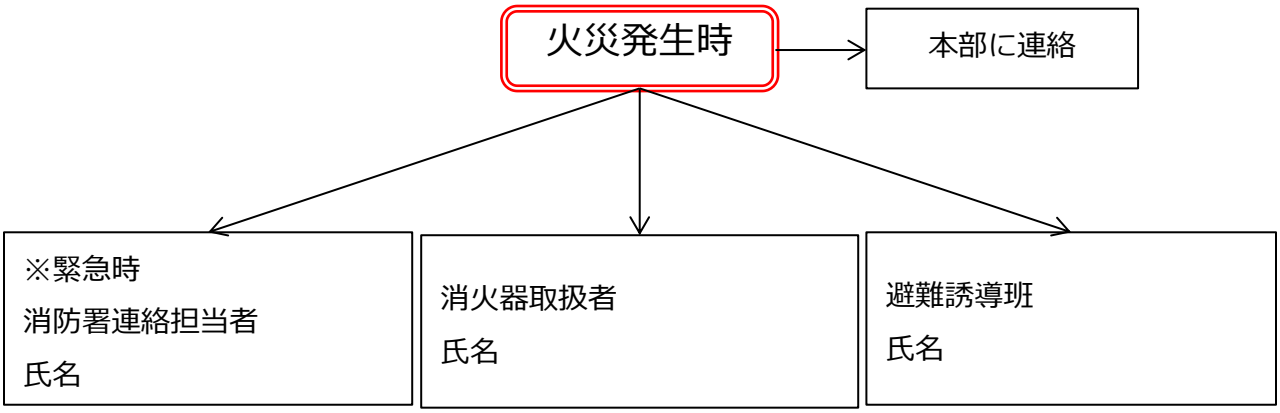

各出店代表者は、緊急時及び火災時に対応する為に、

①消防署に連絡する人を、確定する事。

②消火器を取り扱う人を事前に決定すること。

③避難誘導をする人を事前に決定すること。

<消防に関する注意事項>。

・ガスボンベの固定。※木にしばる。固定物にしばる等

・消火器はサイズ６型以上とすること。又使用有効期限（または品質保証期間）が期限内のものを使用すること。

・ボンベは火元からすべて２m以上離す。

・火気使用出店業者は、消火器を配置のこと。又消火器の表示も設置すること。

※各自でチェックシートで活用し、事前検査を行う事。

・両日とも、出店業者への立ち入り検査

消火器は6型以上を設置して下さい。

使用期限がこえていない消火器を使用して下さい。

※画像はイメージです。

表示は、消火器の上に設置して下さい。

13. 重要事項

（１）まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った被害については、
主催者は一切責任を負わない。

（２）会場となっているフィールド内（芝生）への車両の乗り入れ
及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールド内の芝生を損傷させた場合、主催者は当該損害の賠償を請求する。

（３）この要綱に定めのない事項については、主催者の指示に従うこと。

（４）本要綱に違反した者は、次回からのうるま祭りへの
出店資格を失うものとする。

14. 問い合わせ先（出店関係）

一般社団法人 うるま市観光物産協会：仲西
TEL:090-1942－6033　FAX:098-989-1149
対応時間：平日10時-17時

自主検査チェックシート

番号	チェック	内　　容
1	開設場所	□消火栓、防火水槽等の消防水利使用の妨げる場所には設置していません。（消防水利から５ｍ以上離れている。）
		□消防車の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障がでる場所には設置していません。
		□強風等で屋台・テントが倒壊、飛散したりしないよう固定されています。
		□発電機を使用しています。（※番号７・番号８を必ずチェックする。）
2	自主防火管理	□消火器を準備しています。
		□消火器の正しい取扱方法を確認しています。
		□万が一に備え、１１９番通報、避難誘導等の担当者を決めています。
3	火気器具等	□火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用しています。
		□火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。
		□火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。
4	ＬＰガス	□ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に、鎖等で固定して設置され、火気器具等から２ｍ以上離れています。
		□ゴムホースは、ひび割れや焦げ等で劣化のないＬＰガス専用のものを使用しています。
		□火気器具等とゴムホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定しています。
		□１本のボンベから２以上の火気器具等に分岐して使用していません。
6	電気器具	□たこ足配線はせず、許容電流を守っています。
		□水がかかるおそれがある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しています。
		□コンセント、配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。
7	玩具用花火	□たばこ等の火で着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎シートで覆って販売します
8	暖房器具	□暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用し、使用中はその場を離れません。
9	放火防止対策等	□２日間以上にわたり開設する場合には、ＬＰガスボンベその他の燃料、発電機は、露店終了後には持ち帰ります。
		□ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。